

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	博物館
契約締結年月日	令和 4 年 3 月 9 日
契約者名	セコム山梨株式会社
契約名	山梨県立博物館警備業務
契約金額 (税込み)	58,548,600円
随意契約理由	<p>本契約による業務は、建物に警備用機械装置を設置し、これと併せて警備員を駐在させて建物及び収納物の安全を確保することを目的とする。</p> <p>警備用機械装置のセット・解除等の操作は駐在する警備員が警備員室において行うこと、アラーム発信時は警備員室と警備会社の基地局とが密接に連携をとりながら行動する必要があること、警備システム上の企業秘密に関する部分があること等から、駐在警備員は、警備用機械装置設置会社の社員であることが要求される。また、そのことをもって、より効果的な警備が実施される。</p> <p>現在の警備用機械装置はセコム山梨株式会社によって設置されたものであるが、今回、仮に入札を実施し、受注者が変更になった場合、旧受注者の警備用機械装置を撤去し、新たに新受注者の警備用機械装置を設置しなければならない。</p> <p>これらの装置の撤去及び設置にあたっては、建物全体に及ぶ設備工事が必要となるが、この間、機械警備の代替として警備員を常時配置する等の措置をとらない限り、無警備状態が発生する。</p> <p>また、工事に当たっては高価な文化財等を展示・収蔵しているため、工事の際には複数の当館職員の立会いが必須となる。</p> <p>長期間にわたって、警備員による機械警備の代替警備を行う場合には、経費の大幅な増加が不可欠となる。また、設備工事を行うにあたっては、職員の立会いが必須となることから、当館業務にも支障を与えることとなる。</p> <p>さらに、機械警備が行えない期間中は最適な警備が実施できないこととなり、現在の警備体制を条件に貸出を受けている展示物の返却を求められる事態も見込まれる。</p> <p>これらのことから、次回の機械警備設備等の更新までの間に博物館の警備を支障なく実施することができるのは、警備用機械装置を設置するセコム山梨株式会社のみであると認められる。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号